

原町区認定こども園基本構想

令和3年11月

南相馬市 こども育成課

＜目次＞

1. 南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針	2
2. 原町区認定こども園構想の趣旨	5
3. 原町あずま保育園及び原町さくらい保育園について	6
4. 原町あずま保育園及び原町さくらい保育園の幼保連携型認定こども園への再編	8
5. 原町区認定こども園施設整備について	10
6. 原町区認定こども園建設候補地について	12
7. 施設整備・運営手法（民間活力導入）について	12
8. 公私連携法人の選定・協定・指定について	13
9. 移行準備について	14
10. 子育て支援拠点施設整備	14
11. 原町区認定こども園開園後の原町あずま保育園及び原町さくらい保育園の 取扱いについて	14
12. 事業スケジュール	16

1 南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針

(1) 経過

本市では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、市内の子どもの数が大きく減少し、今後、少子化の進行も予想されることから、適正な保育サービスの規模の検討が必要となっている。また、公立保育園・公立幼稚園（以下「公立施設」という。）の老朽化等が課題となっている。このことから、令和3年2月、今後の本市の幼児・教育施設の基本的な対応方針「南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針（以下「課題・対応方針」という。）」を定め、課題・対応方針の下、適切な施設規模の設定や認定こども園化及び公私連携の推進、地域の子ども・子育て支援の拠点機能の充実を進めていくものである。

(2) 課題

① 子どもの数の減少

今後の市内の子どもの数の推移は次のとおりである。

■市内の0歳～5歳児の総人口予測

【単位：人】

年齢	2020年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度
0歳児	293	267	238	213	192
1歳児	322	301	268	240	216
2歳児	344	312	277	249	224
3歳児	380	339	302	271	244
4歳児	374	305	271	243	219
5歳児	372	368	336	299	267
合 計	2,085	1,892	1,692	1,515	1,362

※2020年度は2020年4月30日現在の住基人口。2025年度以降は予測。

（出典：南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針）

② 公立施設の老朽化等

公立施設 14 施設のうち、老朽化施設は 7 園、休園施設は 5 園ある。

■公立施設一覧

名 称	区 分 老朽化・休園	主な構造	竣工 年度	耐用 年数	経過 年数
おだか認定こども園	—	S 造平屋建て	2019	34	1
原町あずま保育園	老朽化	RC 造平屋建て	1973	47	47
原町さくらい保育園	老朽化	壁式 PC 造平屋建て	1975	47	45
原町なかまち保育園	休 園	木造平屋建て	1971	22	49
大甕幼稚園	老朽化	RC 造平屋建て	1977	47	43
高平幼稚園	老朽化	RC 造平屋建て	1977	47	43
太田幼稚園	休 園	RC 造平屋建て	1978	47	42
石神第一幼稚園	休 園	RC 造平屋建て	1979	47	41
石神第二幼稚園	休 園	RC 造平屋建て	1978	47	42
かしま保育園	—	木造平屋建て	2006	22	14
かみまの保育園	老朽化	木造平屋建て	1966	22	54
鹿島幼稚園	老朽化	S 造平屋建て	1983	34	37
八沢幼稚園	老朽化	S 造平屋建て	1981	34	39
上真野幼稚園	休 園	S 造平屋建て	1980	34	40

(3) 基本的な対応方針（概要）

課題に対する基本的な対応方針として、次の 4 点を定めた。

①公立施設の役割と私立施設の役割

【公立施設】

- ・市全体の幼児教育の質の向上
- ・私立施設が開所されていない地域における教育・保育の実施
- ・地域の子ども・子育ての拠点機能を担う

【私立施設】

- ・各園の創意工夫による特色ある教育・保育の実施

②少子化等に伴う公立施設定員数の対応方針

私立施設の定員確保を最優先に公立施設定員数を設定

③公立施設の統廃合方針

ア 園児数少子化への対応方針

各学年の園児数の下限（3歳児：10人 4歳児：15人 5歳児：15人）を定め、下限に満たない学年が発生したときは「統廃合優先施設」に位置付け、検討を開始する。

イ 施設老朽化への対応方針

建物経過年数が耐用年数を迎える5年前に統廃合優先施設に位置付け、検討を開始する。

ウ 休園施設への対応方針

- ・ 現在休園施設を統廃合優先施設に位置付け、検討を開始する。
- ・ 公立施設で担うべき園児数は、将来にわたり現時点で開園している施設の定員内での受け入れが可能であるため。
- ・ 休園施設については、未使用期間の長期化により施設の荒廃が進んでいるため。

④今後の施設再配置と施設運営への対応方針

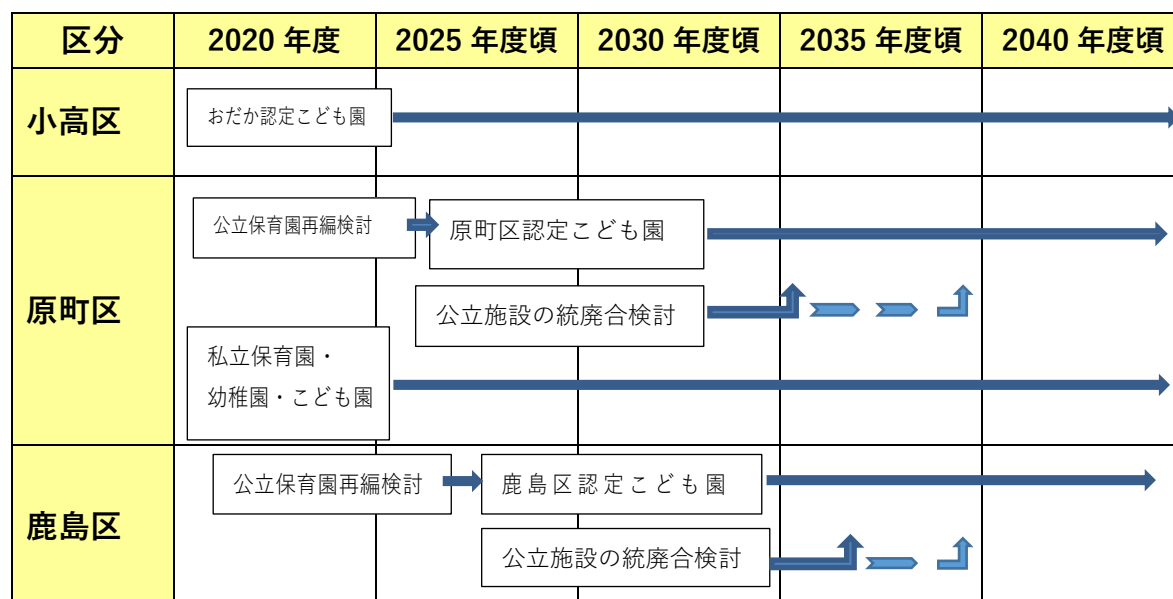
新たな施設整備・施設統廃合等も含めた施設再配置の検討及び施設運営に当たっては、次の6項目の対応方針に基づき進める。

- ・ 市全体の幼児教育・保育の質の向上
- ・ 適切な施設規模の設定
- ・ 認定こども園化の推進
- ・ 公私連携の推進
- ・ 次世代負担を見据えた施設マネジメントの推進
- ・ 地域の子ども・子育て支援の拠点機能の拡充

（４）課題・対応方針を踏まえた今後の教育・保育施設の体制

課題・対応方針を踏まえ、今後の0歳～5歳児の人口予測と休園施設・老朽化施設等の対応や認定こども園化等を進めた場合のイメージ図は下表のとおりである。なお、公立施設の再編・統廃合検討に当たっては、保護者や地域住民に対し丁寧な説明を行い、進めていくものである。

今後の教育・保育施設の体制



※現在の教育保育施設の状況は別紙「南相馬市の教育・保育施設マップ」のとおり。

2. 原町区認定こども園基本構想の趣旨

原町区認定こども園構想は、課題・対応方針に基づき、老朽化施設のうち、優先的に取り組む必要がある「原町あずま保育園」及び「原町さくらい保育園」を公私連携幼保連携型認定こども園¹として整備するにあたって、基本的な内容を定めるものです。

¹ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つであり、設置・運営主体は民間法人で、市町村とあらかじめ協定を締結し、公私連携法人としての指定を受け、市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、設置の支援を受けつつ、人員配置や提供する教育・保育など運営への関与を受け、市町村との連携の下に適正な運営を行う施設

3. 原町あずま保育園及び原町さくurai保育園について

(1) 原町あずま保育園

① 概要

所在地	南相馬市原町区東町三丁目7-4
開設年月	昭和26年4月（昭和49年4月：現在地に新築移転）
敷地面積	3,424㎡（園舎面積：826㎡）
利用定員	115人
対象年齢児	0歳～5歳児
職員数	31人
保育時間	7時～18時（延長保育19時）

② 在園児数

（単位：人）

園児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	6	19	21	22	24	22	114

③ 通園（在園児の小学校区別）の状況

小学校区	人数	小学校区	人数
鹿島小学校	6	石神第一小学校	9
原町第一小学校	40	石神第二小学校	12
原町第二小学校	14	太田小学校	2
原町第三小学校	19	大甕小学校	1
高平小学校	11		

④ 課題

- ・園舎の耐用年数が47年であり、現在耐用年数を超過して使用している。
- ・園児数114人と原町区内で最も多くの園児を受け入れるとともに、併設する原町子育てセンターの利用者とともに、園庭を共有しているため、保育者が園児同士のぶつかり等に配慮しながら活動を行っています。
- ・園の駐車場が狭く、一方通行の道路に面するなど保護者送迎時混雑が常態化している。

(2) 原町さくらい保育園

① 概要

所在地	南相馬市原町区桜井町一丁目 1 5 3
開設年月	昭和 5 1 年 4 月
敷地面積	3, 1 5 7 m ² (園舎面積: 6 5 6 m ²)
利用定員	7 5 人
対象年齢児	3 歳～5 歳児
職員数	1 5 人
保育時間	7 時～1 8 時 (延長保育 1 9 時)

② 在園児数 (単位: 人)

園児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
人数	2 0	2 1	2 1	6 2

③ 通園 (在園児の小学校区別) の状況 (単位: 人)

小学校区	人数	小学校区	人数
小高小学校	2	高平小学校	3
八沢小学校	1	石神第一小学校	5
原町第一小学校	1 1	石神第二小学校	1 1
原町第二小学校	8	太田小学校	3
原町第三小学校	1 9	大甕小学校	3

④ 課題

- ・ 今後 3 年で園舎の耐用年数 4 7 年を経過する。
- ・ 園の土地は、民間から借り上げている。
- ・ 園への進入路が狭く交互通行が困難である。
- ・ 子どもの減少等により対象年齢の縮小にある。

4. 原町あずま保育園と原町さくらい保育園の幼保連携型認定こども園への再編

(1) 本市における各計画との関係

① 南相馬市復興総合計画後期基本計画

南相馬市復興総合計画後期基本計画において、5つの政策の柱を掲げ取り組んでおります。このうち、政策の柱1「教育・子育て」において、保育・幼児教育の充実に向けた取組として利用者の立場に立った保育サービスの充実を図ることとして、認定こども園の整備を掲げています。

② 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画

第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保に向け、認定こども園の普及について「今後市の幼稚園、保育園（所）について、設置、再編、統廃合を行う際は、認定こども園への移行を前提に検討していくこと」としております。

(2) 幼保連携型認定こども園について

全国的な少子化の流れから、社会全体で子どもや子育て家庭を支える仕組みが必要とされ、「子ども・子育て支援新制度」により「認定こども園」への移行促進が図られてきました。

本市においても、これまで私立1園・公立1園が幼保連携型認定こども園として移行しております。

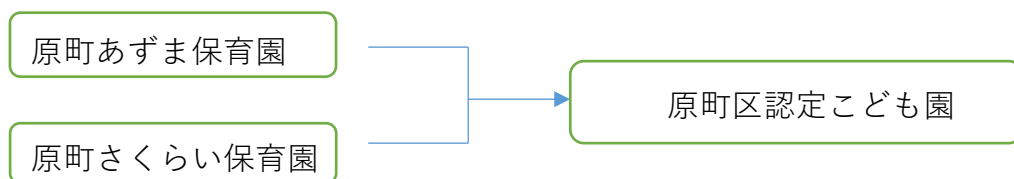
幼保連携型認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。保護者が働いている・いないに関わらず利用でき、保護者の就労が変化した場合でも通い慣れた園を継続して利用できるなど、利用者にとってメリットがある施設です。

認定こども園 4 類型比較

区 分	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校	児童福祉施設	幼稚園機能 + 保育所機能
設置主体	国・自治体・学校法人・社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
内 容	・ 幼稚園と保育所機能を併せ持つ単一施設 ・ 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる	・ 幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育機能を備えたもの	・ 認可保育所が保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えたもの	・ 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を備えたもの
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置搬入（3歳以上は外部搬入可）			
開園日 開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定

（３）原町あずま保育園及び原町さくらい保育園の幼保連携型認定こども園への再編

原町あずま保育園及び原町さくらい保育園の施設の老朽化、立地上の課題等を解消するとともに、利用者が利用しやすい保育施設である幼保連携型認定こども園へ再編します。



5. 原町区認定こども園施設整備について

(1) 施設整備の基本的な考え方

施設整備は公私連携法人が行うことを予定しています。

公私連携幼保連携型認定こども園においては、就学前教育の充実に向けて、本市が目指す教育・保育を提供するため、公私連携法人との協定の中で、次の基本的な考え方を盛り込みます。

① 安心・安全な施設

子どもの遊びや生活において安全に配慮し、利用者が安心して過ごせる施設を整備します。

② 豊かな心と健やかな体ができる施設

子どもたちが充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を働かせるような活動を通じ、豊かな心（「感じる・気づく・考える・分かる」）と健やかな体を育てることができる施設を整備します。

③ つながり（家庭と地域・幼保小の連携）ができる施設

子どもと保護者や地域住民、小学生などと交流する体験を積むことで、地域全体で子どもの育ちへの理解と連携を深めることができる施設を整備します。

④ 保護者の子育てへの意欲や自信を高められる施設

幼保連携型認定こども園の施設・設備を活かして、保護者が保育教諭等との連携や交流を通して、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合い、保護者の子育てへの意欲や自信を高めることができる施設を整備します。

(2) 施設定員

あり方対応方針において、今後本市の0歳～5歳児の人口減少が予測²される中で、私立施設の定員確保を最優先とする方針の下、新たな認定こども園の定員を定める必要があります。

施設整備に当たっては、現在の原町あずま保育園と原町さくらい保育園の

² 市内0歳～5歳児の総人口予測 2020年度 2,085人, 2025年度 1,892人, 2030年度 1,692人, 2040年度 1,362人（出典：南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針）

園児数、今後の市内の子どもの人口推移を勘案して、施設定員 160 人とします。

なお、利用定員は、公私連携法人と協定の中で定めます。

施設定員内訳

(単位：人)

区 分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
1 号認定				1 6	2 0	2 0	5 6
2 号認定	0	0	0	1 6	2 0	2 0	5 6
3 号認定	1 2	1 8	1 8	0	0	0	4 8
計	1 2	1 8	1 8	3 2	4 0	4 0	1 6 0
学級数				2	2	2	6

※ 1 号認定：満 3 歳以上で、教育（幼稚園）を希望する場合

2 号認定：満 3 歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合

3 号認定：満 3 歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合

(3) 主な施設

施設定員に応じた園舎、園庭、駐車場などから、原町区認定こども園建設には約5,000㎡の敷地面積が必要です。

なお、施設内の配置等については、公私連携法人公募の際プロポーザルによる提案を受ける予定です。

① 園舎（延床面積約1,576㎡）

必要な諸室としては、3～5 歳児用保育室（2 部屋ずつ）、遊戯室、職員室、その他（一時預かりなど）とします。

② 園庭（約1,500㎡）

③ 駐車台数：60台（約2,000㎡）

(4) 想定事業費

総事業費約 9. 5 億円

（おだか認定こども園建設時（2020年完成）の費用を参考）

（工事費 5. 7 億円、設計委託等 0. 6 億円 備品等 0. 4 億円）

○費用負担

公私連携法人：工事費・備品等

※市は、公私連携法人の施設整備に当たり、国・県と連携を図りながら、必要な支援を行います。

市：土地造成費用

6. 原町区認定こども園建設候補地について

原町あずま保育園及び原町さくらい保育園の立地地域や施設定員を基に算出した施設規模から、これら2つの園が立地する地区及びその近隣地区等の中から候補地を挙げ、今後選定します。

選定に当たっては、敷地規模、災害想定区域、交通アクセス、周辺環境との調和などの基準を定め、行います。

なお、市有地の貸付け条件等については、公私連携法人との協定において定めます。

7. 施設整備・運営の手法（民間活力導入）について

公立施設の老朽化の対応の一つとして、自治体による新たな施設建設は、厳しい財政状況下の中では困難です。施設建設を自治体が行う場合は国・県の補助金を活用することができず、全て自治体負担となります。一方、民間事業者が施設建設を行う場合は、国・県からの財政支援があります。施設運営においても、公立施設の施設運営費は全て自治体負担である一方、私立施設は国・県・市からの財政支援があります。

幼保連携型認定こども園は、教育基本法第6条の法律に定める学校に位置付けられ、民間活力を導入する場合は民設民営方式（民設民営又は公私連携）のみとなります。

幼保連携型認定こども園の設置は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条において、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみができ、また、同法第34条において、公私連携幼保連携型認定こども園の運営は学校法人又は社会福祉法人に限り認めています。

認定こども園の施設・運営は、法的基準により定められています。

民設民営方式（公私連携）は、市財政負担の軽減や公正・公平な手続での公私連携法人選定や市と公私連携法人との協定において市が運営に関与することでの保育の継続性の担保、また自治体財産の廉価での貸付け等により民間事業者の参入促進や効率的な施設整備が可能であることなどから、原町区認定こど

も園整備・運営には公私連携を導入します。

幼保連携型認定こども園の設置・運営主体可否、財政負担等比較

項 目	設置者	運営者	可 否	自治体財政負担	
				施設整備費	運営費
公設公営	国 地方公共団体	国 地方公共団体	○	全額自治体負担	全額自治体負担
公設民営	国 地方公共団体	学校法人 社会福祉法人	×	—	—
民設民営	学校法人 社会福祉法人	学校法人 社会福祉法人	○	国 2/3 市 1/12 事業者1/4 } ³ ※	国1/2 県1/4 市1/4

※財源は上記を基本とし、その他必要な支援については今後検討するもの。

8. 公私連携法人の選定・協定について

公私連携法人の選定、協定及び指定については、次のとおり進めます。

(1) 公私連携法人の選定

公私連携法人の選定は、法律上特段の規定がないことから、（仮称）南相馬市公私連携選考委員会（構成委員：弁護士・学識経験者・保護者代表など）を設置し、運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人か否かなどの基準を設け、公正な選定を行います。

(2) 公私連携法人との協定

認定こども園法第34条第2項の規定に基づき、市は公私連携法人として指定するに当たっては、あらかじめ市と次の事項の協定を締結します。

- ①協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ②公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間

³子育て安心プラン実施計画の採択が必要。通常補助は国 1/2 市 1/4 事業所 1/4

⑤協定に違反した場合の措置

⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(3) 公私連携法人の指定

認定こども園法第34条第1項の規定に基づき、市長は公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるものを、その申請により公私連携法人として指定します。

9. 移行準備について

市では、原町あずま保育園と原町さくら保育園を統合し、原町区認定こども園へ円滑な移行・引継ぎを行うとともに、移行による子どもたちへの影響が出ないように、また移行後の教育・保育内容について協議を行うため、市・移行先公私連携法人・保護者による三者協議会を設けます。

10. 子育て支援拠点整備

原町あずま保育園に併設する原町子育て支援センターについても、原町あずま保育園と同様の課題があることから、原町認定こども園施設整備と併せて、同こども園と同一又は近隣の敷地に子育て支援拠点施設の整備を検討します。

11. 原町区認定こども園開園後の原町あずま保育園及び原町さくら保育園の取扱い

原町区認定こども園開園後、原町あずま保育園及び原町さくら保育園からの移行が完了した後に、これら保育園を解体し、原町あずま保育園は公園・緑地等への活用を、原町さくら保育園は更地にして貸主へ返還します。

12. 事業スケジュール

原町区認定こども園は、令和7年度開園を目途に次のスケジュールで取組めます。

日 程	項 目
令和3年度	・ 原町区認定こども園構想策定 ・ 公私連携選定委員会設置 ・ 公私連携法人募集要項策定
令和4年度	・ 公私連携法人募集、選定 ・ 公私連携法人との協定締結 ・ 公私連携法人の指定 ・ 三者協議会設置 ・ 開発行為申請 ・ 測量設計 ・ 建築設計
令和5年度 令和6年度	・ 土地造成 ・ 工事 ・ 原町あずま保育園・原町さくらい保育園の移行準備
令和7年度	・ 開園 ・ 原町あずま保育園、原町さくらい保育園解体